

第三款 香條

香條とは神明の祭日を行わんとする前数日において、側壁および各家の門扉に貼付し祭祀を行う旨を予報するに用ゆる告示様のものなり。各家門扉に貼付するもの左のごとし。

保安宮王爺千秋 (王爺の祭りなり)
 福德爺千秋 (福德神の祭りなり)
 臨水婦人媽千秋 (臨水婦人の祭りなり)

その他の祭祀はこれにならう。これを貼付せられたるものは必ずその廟に詣ずるものとす。また廟の側壁に貼付するものあり。左のごとし。

玉皇上帝尊位
 保安宮王爺列位

また城門廟壁等に黄紙に書して斜めに貼付せしむるものあり。これ何月何日何廟の祭日を行う、かつ神明の与此所を経て何街何所方面に通行すと認めたるものあり。

左は三清天尊を祭るにつきその広告をなせしものあり。

【略】

第四款 祭祀および参詣

神廟の祭祀にあたるものはその前日より齋戒沐浴し葷酒を用いず、病家喪家に出入せず、楽を聞かず、刑を理せず、墓に近寄らず、妻妾と同じく居らず、更衣清浄ならしめ祭祀に臨む。その次第は昔はまず諸官の着席・奏楽・迎神・奠饌(てんせん。※香典の典は本来「奠」の字を用いる)すなわち所献垂献終献、奏楽・焼神・祭文・撤饌・奏楽・送神、のち祀帛を焼き退場せしものなりという。今略儀なれど、この式を用ゆるとは台南府学および関帝廟等にしてこの祭祀は地方の紳士により行わる。

今台南孔子廟の春季祭典の次第を掲げて参考に供う。

台南孔子廟は廣大壯麗本島に冠たり。領台以後なお地方庁は年々金を賜うて祭費を助くるあるをもって年々盛にこれが祭典を執行しおれり。春季祭典の次第左のごとし。

【略】

(一) 神輿の巡狩

城隍廟王爺廟等の祭には神像巡狩するものなりと称し、氏子等神輿をかつぎ街衢を周遊す。その行列の次第は八将または三十六将と称し丹青黒白に顔面を彩り古代の軍装をなしたるもの八人または三十六人、先に立ちその前に静肅・廻避と書したる木牌および偃月刀、青龍刀神旗等を掲ぐ。これ静肅になし巡路をさえぎるべからずの意、次に五方将として竹骨に衣装を着せしめたる古代の偉人に装いたるもの五個、六丁六甲同じく竹骨に衣装を着けたるもの十二個、身長爺矮爺とて背高きものと矮少なる神像あり。また台上に鉄柱を立てその上方に盛装せる妓女を縛し扇または琵琶を弄せしめこれをかく。また騎兵隊と称し幼童少女を馬に騎せたる一隊あり。また楽器を奏する一隊あり。これらは柏・簫・管・絃・鑼・鼓等を携え太平歌・南北管十三腔、十錦番、三通八音等を奏しつつ神輿に従う。これ神意を慰むるにありというといえども実は各自の快樂を主とし一面神を褻瀆するものなり。

(二) 分香一名分靈

分香はいわゆる神社の分社にして台南における媽祖が支那湄州より分かれ、また西羅殿郭聖王が対岸鳳山より分香したるがごときすなわちこれなり。分香は沐浴齋戒して焼香焼紙氏子等分香する旨の上書を読み紙に告げ、

そうしてその香灰を（線香の灰）少しばかり布片に包み帰りきたり新たなる神像の体中に入れしかるのち道士に請い開眼を行うものなり。

（三）請仏

家内に病人ある時または地方に悪疫等あるときは一人または数村挙って請仏を行う。これ靈験顕著なる神明を請い迎えてその家またはその地方の安泰を庇護せられんことを願うものなり。

彼の田舎者が一個の小椅子に椅れる古びたる神像を抱きその前に二三本の香を焚きこれより二三歩前を銅鑼を打ちながら行くものあるを見るはすなわち一人の請仏なり。また壯者数十人一個の神像を神輿に乗せ銅鑼を打ちながら行くは一村または数村共同の請仏なり。土人は神像を迎えるも仏像を迎えるもことごとくこれを請仏と称しおれり。

（四）祈神仏および謝願

人疾病またはその他の心願ありて神仏に祈願するを祈と称し、牲醴香火を供えて祈願し満願または神庇によりて病癒えるときは神に牲醴香花を備え廟前に劇を演じてその恩を謝し神靈を慰むるものなりという。

（五）香灰

香灰とは線香の灰をいう。靈験顕著なる神仏の香灰を請け来り布片に包みて頸または胸に掛けおくときは邪気を祓い福を招くものと信ぜり。嘉義庁下北港街の媽祖宮の香灰のごときは一箇年数万金の収入ありという。

（六）進香および割香

進香は神明の神詣にして割香は普通人の参詣なり。進香とはすなわち格低き神、格高き神に詣ざるを進香と称す。たとえば台南にあるところの王爺が北港の媽祖に詣で帰るをいう。今左に某王爺が北港の媽祖に詣で帰着して直にわが管内を巡視せし告示を左に掲げ参考に供すべし。

【略】

また普通人が参詣をするをも進香といい参詣して香灰を請い来るを割香という。あたかも我が神詣でが旧き札あり。もっぱら新しき札を請け来たと同意なり。

第五款 王船すなわち神船

一 王船とは神船のことをいうものにして、普通支那形船の右舷左舷に砲門形を画きたるもの十箇あり、舳の両舷に十二支を画き、艫部は龍虎鳳凰を画き、艫の中央に奥殿、船の中央に前殿を造り、この二殿に池・金・刑・雷・荻・韓・章・郭および天上聖母等の小神像を安置し、形小なれども小艇二隻および錨・櫂・帆・縄その他の炊事具に至るまでことごとく備わり、船体は黒白青丹に艤装せしものなり。

二 台南庁安平街妙寿宮にあるところの王船は咸豊すなわち我嘉永年中に安平在住の民人が鳩資して建造せしものにして、その当時一回海に浮かべ打狗旗後街に至り帰港してのち陸上に引き上げこの廟に祀りしものなり。幅一間半長さ四間半の戎克（ジャンク）船なり。王船を祀るは台湾南部に多し。これ海岸の人民は王船を祀りて海上の安全を祈るものなりという。

三 台南庁安平をへだたる西北方数丁のところの四草庄と称するところあり。大正二年の夏、一隻の神船漂着したるより庄民等大に悦びこれを引き上げこの媽祖宮内に祀れるものなり。安平街妙寿宮にあるものより小なるものなり。神船を拾いたる地方は富貴繁昌し平安無事なりとて大に喜び祝い祭るものなり。

四 台南庁湾裡庄王爺廟に二艘の王船あり。大さ安平にあるものと同じ。嘉慶我文化年間漂着せしものにして一艘は神の座船にして一艘は神の貨物船なりという。この船漂着し来たれるとき、あたかも隣村喜樹庄の庄民も漁に出でおりし際にて双方同時に神船を発見したりとてこれが先取権につき相争い相闘ちしが、仲裁する者ありて、神像は喜樹庄の王爺廟に、神船は湾裡の王爺廟に安置することとなり和解なりしものなりという。

台湾府志に、王船は悪疫を送るがために流すものなれば、これを拾いたるものは疫癘に侵さると称して大に忌むものなり、と記せり。しかるに台湾南部においては反対にこれを悦び、取得したるものは福貴繁栄しかつその地方は平安なりとてかく相争いて取得するものなり。

また湾裡の王船は神明自ら廟を出で巡遊を試むることあり。その際は人なきに夜中二艘の船陸地を滑走して水圳に入り水圳の流れに順うて二艘行溪に遊出し溪を上りあるいは下りて遊巡す。船岸に止まりたる庄においては大いに吉祥なりとなし、牲醴を供え焼香焼金しかつ昼夜劇を演じて王船を祀る。王船はまた心の欲するところに止まり決して一定せずという。故にこの河岸の庄民は大いに王船の来泊を渴望しおれり。

五 王船すなわち神船については明治三十六年八月十二日午前九時苗栗一堡外埔庄海岸に漂着せる一層の神船あり。その際苗栗庁においては取り調べたるその取調書はすこぶる詳細なるにつき今これを掲載して参考に供す。船名金順号、船側に福建泉州府晋江县聚洋舖富美境、新任大総巡、池、金、刑、雷、荻、韓、章の七王府彩船、安字二十八号牌名金慶順号

船種 支那形成戎克（ジャンク）船三本檣（マスト）

船籍 清国

積量 二百担（トン）（百二十石積位）

船長船主 不詳

船員 なし

積荷 白羊一、鶏一、支那鞆、角時計一、大秤一、衣装櫃一、水桶一、米櫃一、厨一、小秤一、鑊一、茶托一、小舟一、梯一、土瓶一、錢櫃一、大鼓一、棋盤一、磁石一、鼎一、旗二十五、大小道具一組、錨、小艇、繩等付属品一切

等にして船中に前記七大明王等を安置し船を彩り本月すなわち六月十三日祥地芝澳に詣るため出港し傍ら四方を巡遊す。もし遊泊せばその地必ず庇神に均沾すべし。ゆえに一報の通知を給わらんことをこいねがうと書し泉州晋江县南門外富美宮紳董公啓すとの紙片を貼付しあり。

これすなわち瘟疫を払うため神に祈祷し瘟疫を海外に送り出せるものとなせしなりという。嘉慶十二年に成れる台湾縣志に曰く、【略】、ともって台湾人民が瘟疫を払うために神船を作り海に送り流す迷信あることはただに対岸のみにあらざるを知ると同時に為政者が迷信抑圧に心をつくしたることをもまた窺知しうべし。

第六款 送龍船

瘟疫を駆除するためなりと称し毎年紙の龍船を海岸に持ち行き火にて焼きその灰を海中に投じてもって悪疫を駆逐しつくしたりとなす地方あり。今台南天公廟前に神明王爺張大人が出したる告示を左に掲げて参考に供う。

【略】

右の告示は何年何月何日例によりて龍船を造り祭りをなし海に送りて瘟疫を駆逐す。この際その費用を喜捐せんとするものあれば当廟に申し出るべし。また神に従い行き平素の罪惡を洗わんとするものはその名を申し出ざるべしというにあり。これまた前述の神船の簡略的方法にして紙船を安平付近の海埔に持ち行き焼却してその灰を海に流し悪疫を送り終わりたるものなりとなす。この紙船を送る際、平素羸弱にして病多きものは種々に仮装して神船に従い行き（乞食・痴漢・不具者等に仮装し）てもって平素の罪亡ぼしをなし健康たらんことを願う者あ

り。

第七款 鬪龍（ペーロン）船

陰曆五月五日前後において河岸の人民龍船の競争を行う。これ昔五月五日汨羅に投じて死せし屈原の霊を慰藉するの意に出でしものなりという。しかるに今はその意一変して水鬼と称する溺死者の死魂を祭るためにこれを行うものなりといい、また鬪船を出す部落は一定しありてあたかも一の請負業のごとく各所の招聘に応じ不廉の謝礼を受くるものなりという。

第八款 職業と信仰

我が武術家の八幡、船乗の船玉、職人の聖徳太子、商家の恵比寿、宿屋の童祿神、花柳界および芸人の稲荷等を信仰するがごとく台湾人においても職業の異なるとともにその信仰を異にす。学者は魁星爺および文昌公孔子、拳闘家は関羽、船乗は媽祖、俳優は相公爺および九皇上帝、商農家は福德正神および関羽、屠獸業は玄天上帝、菓種商は菓玉、檳榔小売は布袋和尚、花柳界は水手爺、糊紙厝（かみのいえつくり）は唐の太宗李世民または仲聖仙師、藝妓人形造および人形芝居は田相公爺、金銀細工は女媧娘々、木工は魯班公、左官は藕業仙師、医者は孫医真人、鍛冶職は鬱遲恭、剃頭は呂洞賓、菓子屋は孔明、阿片煙膏売は媽祖、豆腐屋は淮南、酒屋は杜康という者を祀れり。これらの神は廟あるが、廟なきあり一定せざれども、多くは職その商のためつくしたる人またはその富貴に「あやからん」との意より祀るもの多し。今その面白きもの二三を挙げて参考に供す。

呂洞賓一名呂仙師という。明朝の太祖禿頭にして頭毛少し。あるとき理髮職をして鬚髪を修めしめしにすこぶる疼痛を感じ大に怒りて理髮職を斬る。後また一人の理髮職を招きて剃らしめしにまたすこぶる疼を感ず。再び怒りて理髮職を斬る。かくすること数人に行いたれば、のち召に応じて行くものなし。ときに呂洞賓これを憐れみ理髮職に仮装したり仙術をもって鬚（ひげ）を剃るに痛みを感ぜざり。しかば帝大に悦び祿を賜い官を授く。天下の理髮者その徳を慕い皆これを祀る。また魯班公は四書にあるところの魯班公にして、匠の泰斗なり。魯公あるとき木をもって鳶を製るに鳶飛んで帰らざりしこと三日なりしという。あたかも我が口碑に上れる飛驒の甚五郎に似たり。木匠等その技倆を慕いこれを祭る。また水手爺は神船の水夫なり。およそ船航海を継続し陸に上がるやその貯うところの財囊を預けて去るを例とす。ゆえに花柳界にてはその水夫等の来たり遊興せんことを願いてこの水手爺を祀るものにして水手爺は一本の豚絡素と称する縄の付着せる竿を携う。これこの縄にて客を釣り引き入るものなりという。

第九款 神明に対する迷信

一 神明の大掃除 本島の神像はことごとく薄暗きところのみこれを安置し像前にて日々香を焚き金紙を焼くをもって香煙神像にかかり煤（すす）け燻りて黒色となりかつ神卓および附近塵埃堆をなすに至る。これがためにおよそ三年に一回子弟等抽籤にて大掃除を行う。しかるに媽祖の神像を掃除せしものは掃除後必ず唾者となり、しかして以前にましてその家福貴繁榮すという。これ媽祖は女体なるにかかわらず己の身体を男子のために掃除せられたるものなればこの男は媽祖の秘所をも知悉せり。もしこの男他日他人にその秘事を語ることあらば媽祖はこのうえなき恥辱を被るべし。ゆえに媽祖は神力をもってこの男を唾となしその者を安楽に暮らしむるものなりという。

二 頭上に神あり。俗語に『離頭三寸有神明』すなわち頭上三寸を隔てて神明ありということあり。土人は常に神明頭上に付添ることあたかも影の形にしたがうがごとし。ゆえに日常の行事善悪ともに直に神明に知らるるものなりと信じおれり。

三 媽祖在此 垣角壁後等はよく尿尿に汚さる。内地人これを禁止せんと欲せば必ずここに尿尿すべからず云々とあからさまにその禁示の意を表す。しかるに本島人はあからさまにこれを言わず左のごとき文句を書してその壁に貼るものあり。

媽祖在此處放尿者必天死

すなわち媽祖ここにありもしここに放尿せば必ず神罰によりて夭折せんとの意なり。このごときは迷信の善用にして面白きことというべし。

四 林杞埔付近の人民は干ばつに遭うときは必ず開台聖王すなわち鄭国姓に祈る。しかするときは三日を出ずして必ず雨降ると信じおれり。

五 缺大餐 母国においても昔食を絶ちて神仏に祈願する者ありしごとく、台湾にもまた絶食して神仏に祈願するものあり。これを缺大餐という。しかれども母国のそれのごとく七日間又は二十一日間全く食を絶つにあらざ、月の一日および十五日の朝食一食を絶つものにしその期間は数年にわたるものありという。